

金沢市立病院 院内託児所運營業務委託仕様書

- 1 業務名 金沢市立病院院内託児所運營業務
- 2 施設名 金沢市立病院
- 3 所在地 金沢市平和町3丁目7番3号
- 4 委託期間 令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- 5 託児所概要
 - (1) 場所
金沢市立病院 東館多目的室（さくらんぼルーム）
 - (2) 運営日
 - ①毎週、火曜日・木曜日
 - ②土曜日・日曜日（合わせて月6回程度）受注者は毎月10日までに翌月の託児所開設予定日を発注者に連絡し、発注者は25日までに翌月の利用予定日（利用時間・利用者を含む）を受注者に連絡する。
なお、利用者0人の日は当日の運營業務は無しとする。
 - (3) 運営時間
 - ①火・木曜日：午後4時から翌日午前11時の間で発注者の指定する時間
 1. 午後4時から 午後8時まで
 2. 午後4時から 午後10時まで
 3. 午後4時から翌午前3時まで
 4. 午後4時から翌午前9時まで
 5. 午後4時から翌午前11時まで
 - ②土・日曜日：午前8時から午後7時の間で発注者の指定する時間
 1. 午前8時から午後7時まで
 - (4) 託児対象者
病院に勤務する職員の満1歳以上の乳幼児・児童のうち、病院が利用を認めた者。
 - (5) 定員
8名程度

6 業務内容

- (1) 託児所の運営（遊び、食事、睡眠、排泄、手洗い、着替え等の介助、おむつ交換等の託児所の受入から引き渡しまでの保護・託児）
- (2) 託児所の開閉、火気戸締まり等の施設の安全な運営・管理
- (3) 保護者との連絡調整、保育児の持ち物等の管理
- (4) 保育日誌、連絡帳等の記入・整理
- (5) 託児所内の備品等の管理、託児所内の整理・清掃
- (6) 施設の破損等の連絡・防犯・災害安全等に係る連絡
- (7) その他、発注者が指示する事項

7 職員資格

保育士免許を有する者

8 職員配置

児童福祉施設最低基準を原則に配置すること。（常時2名以上）

また、常に1名を責任者とし、託児業務の内容の把握および従事職員の指揮監督等を行うこと。

9 経費区分

- (1) 発注者の負担する事項は下記のとおりとする。
 - ① 託児所で使用する備品
 - ② 光熱水費
 - ③ 施設の修繕
 - ④ 託児所の入・退所手続きに関すること
 - ⑤ 託児所利用料の徴収に関すること
 - ⑥ その他受注者の負担すべき費用以外の費用
- (2) 受注者の負担する事項は下記のとおりとする。
 - ① 職員の被服
 - ② 託児所運営にかかる消耗品類（筆記用具等）
 - ③ 食事・おやつ等の用意
 - ④ 簡易な遊具、視聴覚教材等の用意
 - ⑤ 簡易な衛生用品等の用意
 - ⑥ 職員の教育研修に関すること
 - ⑦ 業務以外の通信運搬費
 - ⑧ その他受注に伴う一切の費用

10 遵守事項

- (1) 児童福祉法、労働法等の関係法令、保育業務の内容を遵守し、保育児の安全な保育に努めること
- (2) 受注職員は保護者、保育児及び病院利用者等に対して、言動に注意し、節度のある態度で業務を行うこと。
- (3) 業務遂行のために病院から提供されて個人情報その他の情報および病院の業務内容を他に漏らさないこと。また、他の目的に使用しないこと。

11 損害賠償

保育中の受注者の責務による事故に伴う賠償については、受注者が負担する。

12 支払い方法

毎月払いとする。

13 その他

- (1) 受注者は賠償責任保険に加入しておくこと。
- (2) 受注者は、業務に従事させようとする者には教育研修等を実施し、その結果を提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

14 提出書類

- (1) 職員の資格に関する証明書（写）
 - ①賠償責任保険等加入に関する証明書（写）
 - ②従事職員研修に関する記録